

7 神医第 1 3 7 6 号

令和 7 年 10 月 7 日

郡市医師会担当理事 殿

神奈川県医師会
理事 川田 剛裕
(公印省略)

「日本医師会医療事故調査費用保険」の改定について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、日本医師会では、医療事故調査制度の施行に伴い、医療機関が院内事故調査で支出した費用を担保するための保険を創設、運用しておりますが、今般、日本医師会常任理事より、別添のとおり通知がありました。

本件は、従来の保険適用対象を拡充するもので、事故日（患者死亡日）が令和 7 年 10 月 1 日以降の場合に適用されるということです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、会員にご周知くださいますよう、お願いいたします。

1 改定時期

令和 7 年 10 月 1 日（事故日（患者死亡日）が同日以降の場合に適用）

2 改定内容

〔適用対象の拡充〕

現行の「開設者及び管理者（法人の場合は管理者に限る）」が開設者（法人の理事長も含む）及び管理者」に拡充されます。

これにより、日医 A 1 会員が理事長である法人が開設する医療機関について、従来、その管理者が A 1 会員でない場合には保険が適用されなかったという不都合が解消されます。

問い合わせ先
医療安全対策課（富井）
TEL：045-241-7000